

---

## 一般社団法人兵庫県建設業協会と大手前大学・大手前短期大学が 「キャリア・就職支援に関する協定」を締結

---

一般社団法人兵庫県建設業協会（会長 松田隆）ならびに大手前大学（学長 鳥越皓之）および大手前短期大学（学長 福井洋子）は、兵庫県および建設産業の未来を担う若手人材の確保にむけた環境づくりを図るため、昨年より協議を重ね、このたび本協定に合意しました。今般、その証として、キャリア・就職支援協定を締結します。建設業協会と大学の間においては、他にあまり例を見ないこの協定の締結をきっかけに、夢を抱く若き人材の輩出を通じて、県ならびに県内産業のさらなる発展に貢献できるよう、三者が一丸となって鋭意取り組んでまいります。

会長と両学長による協定書の取り交わし

日 時 2021年6月16日(水) 午前10:00 から 10:30 まで

場 所 大手前大学・大手前短期大学 さくら夙川キャンパス

### 1 協定の目的

協会、大学および短期大学の三者が連携・協力して、協会加盟企業への就職を促進する。

### 2 協定のおもな内容

- (1) 加盟企業の情報提供および各種イベント等の周知
- (2) 就職に関する情報交換
- (3) 学内で行う企業説明会等の開催
- (4) 加盟企業によるインターンシップの受入支援
- (5) その他、キャリア・就職支援に関すること

### 3 協定の締結日

2021年6月16日(水)

## 全国都道府県建設業協会における 学校・行政・民間企業・団体等との就職等に関する 協定書の締結状況について（とりまとめ結果）

全国都道府県建設業協会に対し、建設業への入職促進・人材確保、就職支援等に関して、①学校②行政③民間企業④団体⑤その他、との間で協定書を締結した事例について照会し、その回答結果を次のとおりとりまとめた。

分野		協会名	相手方名称	協定書名
学校	大 学	大分県 建設業協会	日本文理大学	社団法人大分県建設業協会と日本文理大学との連携に関する協定書
		兵庫県 建設業協会	大手前大学及び 大手前短期大学 (予定)	一般社団法人兵庫県建設業協会と大手前大学及び大手前短期大学とのキャリア・就職支援に関する協定書
	専門学校	長野県 建設業協会	学校法人 電波 学園 東海工業 専門学校金山校	連携協力に関する協定書
	高等学校	京都府 建設業協会	高等学校(2校)	覚書
行政	教育委員会	神奈川県 建設業協会	神奈川県教育委員会	神奈川県教育委員会と一般社団法人神奈川県建設業協会との連携と協力に関する協定書

※ 民間企業（人材派遣会社、求人広告会社など）や団体（他の建設関係団体など）との協定書の事例は回答がなかった。

一般社団法人兵庫県建設業協会と大手前大学及び大手前短期大学との  
キャリア・就職支援に関する協定書

一般社団法人兵庫県建設業協会（以下「甲」という。）と大手前大学（以下「乙」という。）及び大手前短期大学（以下「丙」という。）とは、乙及び丙の学生のキャリア・就職支援および甲の人材確保を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙及び丙が互いに連携・協力して、乙及び丙の学生の甲の加盟企業への就職を促進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力して実施する。

- （1）学生及び保護者に対する甲の加盟企業の情報提供及び各種イベント等の周知に関すること。
- （2）学生の就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- （3）学内で行う合同企業説明会等の企業情報提供イベントの開催に関すること。
- （4）保護者向けの就職セミナーの開催に関すること。
- （5）学生のインターンシップの受入支援に関すること。
- （6）その他学生のキャリア・就職支援に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙丙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報保護）

第4条 甲と乙及び丙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中及びこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合、又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がない場合、この協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後の期間満了に際しても同様とする。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年6月16日

甲 兵庫県神戸市西区美賀多台1丁目1番地の2  
一般社団法人 兵庫県建設業協会  
会長 松田 隆

乙 兵庫県西宮市御茶家所町6-4-2  
大手前大学  
学長 鳥越 皓之

丙 兵庫県西宮市御茶家所町6-4-2  
大手前短期大学  
学長 福井 洋子